〔削除〕

（法第三条の主務省令で定める歳入等の納付）

第二条　法第三条の主務省令で定める歳入等の納付は、別表に掲げる歳入等の納付とする。

（法第四条の主務省令で定める歳入等の納付）

第三条　法第四条の主務省令で定める歳入等の納付は、次に掲げる歳入等の納付とする。

一　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条の規定による手数料

二　旅券法第二十条の二の規定による手数料（この場合において、当該手数料は、旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第五条第四項の規定により、同項に定める額を邦貨をもって納付するものとする。）

三　領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条の規定による手数料（この場合において、当該手数料は、同条第五項の規定により、同条第六項に定める額を邦貨をもって納付するものとする。）

（情報通信技術を利用して自ら納付した場合の在外公館の手続等）

第四条　第二条に定める方法により歳入等を納付しようとする者（以下「納入者」という。）がこれを納付した場合には、納入者は、在外公館における収入官吏及び出納員（以下「在外公館の収入官吏等」という。）に対し、納入者が当該歳入等の払込みを依頼した銀行その他の金融機関又は当該金融機関が通知した情報に基づいて発行した払込みの事実を確認する書面（納付金額、納付年月日、振込先口座及び振込人の氏名（これに相当するものを含む。）が記載された書面をいう。）を提出するものとする。

この場合において納入者は、当該書面に代えて、同書面に記載された情報が記録された電磁的記録を提出する（電子メール等の電磁的方法によって提出する場合を含む）こともできる。なお、電磁的方法によって提出した場合には、在外公館の使用する電子計算機に備え付けられたファイルへの記録がされた時に、在外公館の収入官吏等に到達したものとみなす。

2　在外公館の収入官吏等は、前項により納入者から提出された書面の情報と別表の銀行が在外公館の収入官吏等に通知する当該払込みに係る情報とを照合し、一致することを確認した場合には、納入者が在外公館の窓口で現金により納付した場合に準じ収納に必要な処理をするものとする。なお、在外公館の収入官吏等が領収を証する書類を電磁的記録で作成する場合は、記名押印に代えて電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）を行うものとする。

（定義）

第二条　この省令で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

〔新設〕

（法第四条の主務省令で定める歳入等の納付）

第三条　法第四条の主務省令で定める歳入等の納付は、次に掲げる歳入等の納付とする。

一　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条の規定による手数料

二　旅券法第二十条の二の規定による手数料（この場合において、当該手数料は、旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第五条第四項の規定により、同項に定める額を邦貨をもって納付するものとする。）

三　領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条の規定による手数料（この場合において、当該手数料は、同条第五項の規定により、同条第六項に定める額を邦貨をもって納付するものとする。）

〔新設〕